

令和7年度 北見秋祭メイン会場運営業務委託
プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

令和7年度 北見秋祭メイン会場運営業務委託

(2) 目的

本事業は、オホーツクの旬の食材、地域の食を日本及び世界のビールと共に楽しめる飲食ベースを軸に、北見自治区の花である菊やカボチャを使用したコンテンツや親子で楽しめるコンテンツを提供するなど、多角的なイベントを融合させることにより、道内外各地からの誘客を図り、本市の活性化に貢献することを目的とする。

(3) 業務内容

別添「令和7年度 北見秋祭メイン会場運営業務委託仕様書」のとおり。ただし、契約締結時における仕様書は、受託者の企画提案内容により変更する場合がある。

なお、「令和7年度 北見秋祭に係る駅前会場運営及び菊花・カボチャ展示演出業務委託」と併用して企画提案書を提出することも可能とする。

(4) 委託期間

契約締結日から令和7年12月26日（金）まで

(5) 提案限度額

18,150,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

2 選定委員会の設置

別途定める「北見秋祭業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱」に基づき、選定委員会を設置する。

3 審査及び評価基準

(1) 審査方法

審査は、審査評価基準に基づくプレゼンテーション審査を実施する。なお、審査は非公開とし、審査方法についての質問や異議は一切受け付けない。

プレゼンテーションは20分以内、質疑は15分程度とする。プレゼンテーションの際にパソコン等の使用も認めるが、モニター、HDMIケーブル以外の機器は各自用意することとし、機器の利用を希望する場合は、審査前に連絡すること。プレゼンテーション審査に参加できる人数は、1事業者あたり3名までとし、オンライン参加は不可とする。

※実施日は令和7年6月17日（火）を予定し、時間及び場所については、別途通知する。

(2) 受託候補者の選定

審査の結果に基づき、企画提案者の中から、総合評価点が最高位の事業者を受託候補者に選定する。ただし、出席委員（委員長及び副委員長含む。）が満点をつけた場合の総数の6割を最低基準点とし、最低基準点以上の者を選定の対象とする。最低基準点以上の者がいなければ、受託候補者を選定しない。また、審査は1者のみでも実施するが、最低基準点以上でなければ、受託候補者を選定しない。

また、最上位の事業者が複数いる場合は、提案価格が廉価な者を受託候補者とする。

受託候補者選定後、本市が必要と判断した場合は、企画提案の内容について協議を行うことがある。受託候補者との協議が整わない場合は、次順位受託候補者と契約締結の交渉を行う。

(3) 選定委員構成

7名

(4) 審査基準

審査の評価基準は、別記「審査評価基準」のとおりとする。

(5) 審査結果通知

審査結果は、企画提案書の提出者全員に書面で通知する。

4 参加表明書の提出

(1) 提出方法

企画提案書の提出を希望する事業者は、「参加表明書」（様式1－1）を期限までに持参、郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）、FAXのいずれかの手段によって提出すること。郵送及びFAXの場合は、電話により送付を連絡すること。

なお、期日までに「参加表明書」の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

(2) 提出期限

令和7年5月15日（木）まで（必着）

(3) 提出先

北見市商工観光部観光振興室観光振興担当（北見秋祭実行委員会事務局）

住所：〒090-8501 北海道北見市大通西3丁目1番地1 北見市役所本庁舎5階

電話：0157-25-1244 FAX：0157-25-1391

5 質疑と回答

(1) 提出方法

別紙「質疑書」（様式2－1）をFAXもしくは電子メールにより提出すること。いずれの提出方法においても、電話により送付を連絡すること。

(2) 提出期限

令和7年5月20日（火）正午

(3) 提出先

北見市商工観光部観光振興室観光振興担当（北見秋祭実行委員会事務局）

住所：〒090-8501 北海道北見市大通西3丁目1番地1 北見市役所本庁舎5階

電話：0157-25-1244 FAX：0157-25-1391

Eメール：kanko@city.kitami.lg.jp

(4) 回答

令和7年5月22日（木）中に参加表明書の提出があった全社へ電子メールにて送信する。

なお、このプロポーザルに関する質疑は、この質疑書のみによるものとし、電話、口頭などでの問い合わせや受付期間外の質疑は受け付けない。

6 企画提案書作成要領

(1) 提出書類

それぞれ正本1部、副本13部提出すること。

ア 企業の業務実績調書（様式3）

イ 業務の実施体制及び開催までのスケジュール案（任意様式）

ウ 企画提案応募申請書（様式第4－1）

エ 企画提案書（任意様式）

別紙「令和7年度 北見秋祭メイン会場運営業務委託」の「6 業務内容」に記載する(1)～(9)の業務内容を踏まえ、企画提案をすること。

※様式は、片面でA4判の場合は12枚以内、A3判の場合は6枚以内とする。

ただし、表紙や目次、企画提案内容を補足するための説明資料については上記制限枚数には含めない。なお、説明資料を添付する際は、企画提案書との提案事項に対す

る説明であるか、題名をつける等、明示すること。主要な文字の大きさ（ポイント数）は10.5ポイント以上とし、企画書の用紙の向きについては、縦又は横のいずれかで統一すること。

オ 会場レイアウト図（任意様式）

片面A3判で提出すること。

カ 業務参考見積書（任意様式とするが、経費の内訳が確認できるものとする。また、全体経費（小計）から値引きをし、総計を出すことは認めない。）

(2) 提出方法

提出書類は紙媒体とし、持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）により提出すること。郵送の場合は、電話により送付を連絡すること。

なお、参加表明書の提出がなされていない場合は、企画提案書の提出は認めない。

※持参の場合は土日・祝日を除く午前8時45分から午後5時30分まで（うち、正午から午後1時までを除く。）とする。なお、令和7年5月27日（火）のみ午前8時45分から正午までとする。

(3) 提出期間

令和7年5月16日（金）から令和7年6月4日（水）正午まで（必着）

(4) 提出先

北見市商工観光部観光振興室観光振興担当（北見秋祭実行委員会事務局）

住所：〒090-8501 北海道北見市大通西3丁目1番地1 北見市役所本庁舎5階

(5) 留意事項

ア 企画提案書は1者1提案とする。

イ 企画提案書を受理した後の差替え、追加、削除等は一切認めない。

7 実施スケジュール（予定）

参加表明書の提出期間	令和7年5月7日（水）から 令和7年5月15日（木）まで
質疑書の提出期間	令和7年5月16日（金）から 令和7年5月20日（火）正午まで
質疑に対する回答	令和7年5月22日（木）
企画提案書の提出期間	令和7年5月16日（金）から 令和7年6月4日（水）正午まで
プロポーザル選定委員会の審査 (プレゼンテーション)	令和7年6月17日（火）
審査結果の通知	令和7年6月中旬
契約の締結	令和7年6月中旬～下旬

8 その他留意事項

(1) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(2) 次のいずれかに該当するときは、当該契約に係る資格を失うものとし、既に提出された企画提案書は無効とする。

ア 提出書類に虚偽の記載をしたとき。

イ 提出書類に不備があった場合、又は指示した事項に違反した場合

ウ 審査委員、事務局員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる

不正な接触の事実が認められた場合

エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当する場合

オ 参加表明書提出期限から契約締結の日までの間において、北見市競争入札指名停止措置要綱の規定による停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在する場合

カ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

キ 代表者又は役員等が、北見市契約における暴力団等排除措置要綱（平成 26 年 4 月 1 日内規第 63 号）別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する者

- (3) 提出された書類は、理由の如何に関わらず返却しない。
- (4) 提出された書類は、提案者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (5) 提出された書類は、審査及び説明並びに公表のために、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (6) 提出された書類は、北見市行政情報公開条例（平成 18 年 3 月 5 日条例第 16 号、以下「条例」という。）に基づく情報公開請求があった場合、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるもの（条例第 9 条第 1 項該当）を除き公開することとする。
- (7) 参加表明書の提出がない場合は参加を辞退したものとみなす。なお、辞退することによって、今後の本実行委員会との契約等について不利になることはない。
- (8) 様式（第 1 号～第 4 号）について、電子データの提供を希望する場合は北見市観光市商工観光部観光振興室観光振興担当の電子メールにて申し出ること。また、電子メールを送付した際は電話にて送付の旨を連絡すること。
- (9) 審査結果の通知時に、受託候補者の名称、所在地、総得点、その他参加者（「B 社」「C 社」等記載）の総得点を本実行委員会のホームページ（<https://kitamikanko.jp/event/2961/>）で公表し、契約締結後に契約相手方、契約締結日、契約金額を公表する。
- (10) 選考結果等についての不服及び異議申立てがある場合は、通知を受けた日の翌日から起算して 7 日以内に、その理由について説明を求めることができる。その場合、本実行委員会が開示しても差し支えないと判断した項目に限り回答する。

9 担当部署（問い合わせ先）

北見市商工観光部観光振興室観光振興担当（北見秋祭実行委員会事務局）

住所：〒090-8501 北海道北見市大通西 3 丁目 1 番地 1 北見市役所本庁舎 5 階

電話：0157-25-1244 FAX：0157-25-1391

E メール：kanko@city.kitami.lg.jp

受付については、午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分までとし、土曜日・日曜日・祝日及び月曜日から金曜日の正午～午後 1 時を除く。

(別記)

審査評価基準（北見秋祭メイン会場運営業務委託）

評価項目	配点	評価の視点
1 企業の評価	5	<ul style="list-style-type: none">・類似するイベント委託業務の実績が十分にあるか。
2 業務遂行能力及び事業スケジュール	20	<ul style="list-style-type: none">・可能な限り北見市内の事業者に依頼をする運営体制になっているか。・業務に必要な人員体制、役割分担がなされているか。・効率的な事業遂行が可能なスケジュールであるか。
3 企画提案書	10	<p>(1) 出店事業者の募集</p> <ul style="list-style-type: none">・一定数以上の出店事業者が見込める募集方法となっているか。
	15	<p>(2) 広報活動</p> <ul style="list-style-type: none">・ポスター・チラシは目を引く効果的なデザインになっているか・ホームページは目を引く効果的なデザインになっているか・広く全道・全国にイベントを告知できるような広報活動か。
	15	<p>(3) 会場のレイアウト図について</p> <ul style="list-style-type: none">・イベントを実施するにあたり、効果的なレイアウト図となっているか。・看板は目を引く効果的なデザインになっているか。・会場装飾は十分か。
	10	<p>(4) ステージを使ったコンテンツについて</p> <ul style="list-style-type: none">・誘客に繋がるゲストであるか。
	20	<p>(5)他イベントとの差別化について</p> <ul style="list-style-type: none">・「オホーツクの魅力的な食を活かす地元食材をテーマとした企画」として、他のイベントと差別化できる内容となっているか。
4 業務参考見積額	5	<ul style="list-style-type: none">・適正な金額であるか。
合計	100	